

一議 長(田村利一) 異議ないので本請願は建設委員会に付託いたします。

署名議員選挙

一議 長(田村利一) 署名議員選挙は指名推薦により議長が指名すること
ご異議ないか

異議なし

一議 長(田村利一) 異議ないので指名推薦とし、次の者と指名し一名毎に会議
に諮り全会一致署名議員と決定する。

一議 長(田村利一) オ八番 西村光人 オ九番 石川信義 オ十番 森田幸雄
長(田村利一) オ五番臨時会を閉会いたします。(終了午後一時三十分)

右会議の次第を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

昭和三十三年八月十二日

福生町議会

田村利一

石川信義
西村光人
森田幸雄

昭和三十三年九月三十日

才六回福生町議会臨時会々議録

福生町議会



才六回福生町議会臨時会々議録

一昭和三十三年九月三十日才六回福生町議会臨時会を福生町役場に招集した
一出席した議員は次の通りである

才一番	田村利一	才二番	渡井	明	才三番	中西虎造
才四番	瀬古清彦	才五番	村尾四郎	才六番	米泉	寛
才七番	中森与一	才八番	西村光人	才九番	石川信義	
才十一番	山下幸三	才十二番	森田誠重	才十三番	並木	秀
才十四番	清水与市	才十五番	井上頼太郎	才十六番	設楽美知	
才十七番	石川常太郎	才十八番	村尾種吉	才十九番	飯野富十郎	
才二十番	森田与一	才二十一番	田村祐一	才二十二番	大久保一	郎
才二十四番	高橋彦市					

一地方自治法才百三十一條の規定により会議事件説明のための出席したものは次の通りである

町長 秋山誠一 助役 川窪金吉 収入役 大野忠一

總務課長 實井 忠代次 土木課長 橋本 孝徳 稅務課長 高水 求
民生課長 森田 猛 水道課長 眞田 眞 教育長 橋本 兵三郎

一本会の書記は次の通りである。

書記 上野重勝 書記 生子国利

一本日の会議事件は議事日程は次の通りである。

日程オ一 指定寄附受領について

(議案オ五八号)

全 オ二 町立福生オ一小学校給食室改築事業について

(議案オ五九号)

全 オ三 福生町表彰条例設定について

全 オ四 福生町教育委員会委員任命について

全 オ五 町立オ一小学校々舎の一部処分について

全 オ六 町立オ一小学校々舎増築事業の一部更正について

全 オ七 請願書の受理について

一、牛浜福生中学校に通ずる簡易舗装について

二、町道拡張について

三、福生中学校体育館兼講堂建設について

一議 長(田村利一) 午前十一時十分開会する。

一議 長(田村利一) 本日の議事日程を報告する。

日程 オ一 指定寄附受領について

(議案オ五八号)

一議 長(田村利一) 本件を上程いたします。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一議 長(田村利一) 議案オ五八号は町立オ一小学校の給食室新築についての

指定寄附であります。これは先程の協議会で審議されたもので原案
について異議ありませんか。

異議なし

一議 長(田村利一) 議案オ五八号については異議ないので原案通り決定いたし

ます。

日程 オ二 町立オ一小学校給食室改築事業について (議案オ五九号)

一議 長(田村利一) 本件を上程いたします。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一議 長(田村利一) 議案オ五九号は町立オニ小学校給食室改築事業の施行をしようとするものであります。が本議案について先程の協議会で審議されたので原案通り決定することに異議ないか。

異議なし

一議 長(田村利一) 議案五九号は異議ないので原案通り決定いたします。

日程 オ三 福生町表彰条例設定について

一議 長(田村利一) 本件を工程いたします。

一書 記(上野重勝)

朗 読

一オニ 長(田村利一) 本議案の条例中オニ条の「若しく名譽を失つた」と認めるときは「の次に」福生町表彰審査委員会に諮りしをさう入した方がオニ条との関連上適當と考えます。

一オニ 長(山下幸三) 唯今の修正案に賛成します。

田長議なし

一議 長(田村利一) 議案オエ五号は異議ないのでオニ条「若しく名譽を失つた」と認めるときは「の次に」福生町表彰審査委員会に諮りしをさう入することに修正可決いたします。

日程 オ四 福生町教育委員会委員任命について (議案 オ六一号)

一議 長(田村利一) 本件を上程いたします。

一書 記(上野重勝)

朗 読

一議 長(田村利一) 議案オ六一号は任期満了となつた教育委員の村野七平氏を再任しようとするものです。が原案に異議ありませんか。

異議なし

一議 長(田村利一) 議案オエ二号は異議ないので原案通り決定いたします。

日程 オ五 町立オニ小学校々舎の一部処分について (議案 オ六二号)

一議 長(田村利一) 本件を上程いたします。

一書 記(上野重勝)

朗 読

一議 長(田村利一) 議案オエ二号については協議会でも審議されましたが原案について異議ありませんか。

異議なし

一議 長(田村利一) 議案才六三号は異議ないので原案通り決定いたします。

日程 才六 町立才ニル学校々舎増築事業の一部更正について

(議案才六三号)

一議 長(田村利一) 議案才六三号についてと先程協議会で審議されましたが、原案について異議ありませんか。

異議 なし

一議 長(田村利一) 議案才六三号は異議ないので原案通り決定いたします。

日程 才七 請願書の受理について

一 牛込福生中学校に通ずる簡易舗装について

一議 長(田村利一) 本請願の採択について審議いたします。

一才十三番(並木 秀) 紹介議員として説明いたします。

この請願による舗装は牛込才ニ町会の区域で人家も少く繁華な地域でないにも拘らず多額の指定寄附をしようとするもので大変なことと思われるが半

面々の熱意は福生町の発展に対し非常に寄与す次第でありまして、建設

委員会におかいても御審議の上実現に努力下さるよう御願いたします。

一才十二番(山下幸三) 文教地区であるこの道路は生徒の通学道路又は街路としても重要であり是非実現下さるよう御願い申し上げます。

一才十三番(田村祐一) 地元の熱意を吸んで実施されるよう希望するもので文教地区としても又街路としても価値のあるものと思われるので是非舗装されるよう希望するものであります。

一才十三番(大久保一郎) 舗装の実施に際しては水道の引込等について充分考慮されるように要望いたします。

一才四番(瀬古清重) 実施について町当局として予算的にどうであるか町長の考方を伺いたい。

一町 長(秋山誠一) 町に対し陳情書もきておりますが、本年度は予算面で不可能であり、来年度の予算において実施してゆきたい。この旨は代表者に申入れであります。本年度は既に半期過ぎており、私としては来年度で実施してゆきたいと考えております。

一寸四番（瀬古清彦）本年度はできないので来年度に実施すると云うことであるが地元の熱意ある点を嘆み、実現に努力せられたい。

一議 長（田村利一）本請願については採択の上建設委員会に付託することに異議ありませんか。

異議なし

一議 長（田村利一）本請願については建設委員会に付託いたします。

2 町道拡張について

一議 長（田村利一）本請願の採択について審議いたします。

一書 記（上野重勝） 朗 読

一寸八番（西村光人）紹介議員として説明いたします。

請願の道路は前に助役が関係して鉄道と交渉して解決したところのあるが、鉄道用地拡張に際し町道を取込んでしまったため、鉄道と交渉して抗と打替たところ最近又元のところに抗と打ってしまつた。

これは今道も道中が狭く現在三十数戸の家が建っているが自動車の出入もできない状態であり最低四米の拡張を希望するものであります。

一寸五番（大久保一郎）道路を拡張することは賛成であるが六米に拡張できないか。

一寸八番（西村光人）六米に拡張でき得れば六米といたしたいが現況から困難と思われ、るので最悪の場合四米といたしたい。

一寸十一番（大久保一郎）建設委員長の考方はどうであるか。

一建設委員長（瀬古清彦）現況をみると昔からの九尺道路であり、地形的にみて四米の線で止むを得ないのではないか。

一寸十三番（大久保一郎）請願道路は利用価値も多く拡張の必要も感じるので建設委員会に付託審議されたい。

一議 長（田村利一）本請願は建設委員会に付託審議することに異議ないか。

異議なし

一議 長（田村利一）本請願は異議ないので採択し建設委員会に付託審議する。

こと、決定する。

3. 福生中学校体育館兼講堂建設について

一議 長(田村利一) 本請願について審議いたします。

一書 記(上野重勝) 朗 読

「オニ十番(設楽美知)」福生中学校十周年記念を祝し体育館建設のため積立金と実施してありますが現在中学校には講堂もなく教室を講堂として便用しており諸行事も雨天の際は順延してある様な状態で是非本請願を採択の上体育館兼講堂を設置されるよう御願いたします。

「オニ十番(田村祐一)」中学校体育館について価額、坪数等の程度をお知りせ願いたい。

一町 長(秋山誠一) 確定はしてないが関係官庁より聞いたところによると体育館建設については補助金もあるようである。これは予算上の範囲で交付される。区においては相当大規模のもので国の補助を受けて都が建築している。当町としても都議を通じて協力を求めてやりたい。

収容人員等の関係もあり現在の福生中学校では三〇〇坪程度で木造の場合大きな材料を使用しなくてはならないので鉄骨とするようになりそうです。審議の結果により実現に努力いたしたい。

一議 長(田村利一) 本請願については採択の上總務委員会に付託することであり議ありませんか。

異議なし

一議 長(田村利一) 異議ないので本請願は採択の上總務委員会に付託することと決定いたします。

署名議員送呈

一議 長(田村利一) 署名議員送呈は指名推薦により議長が指名すること、に要議ないか。

異議なし

一議 長(田村利一) 異議ないので署名議員は指名推薦によることとしを記す。

者と指名し一名毎に会議に諮り、全会一致署名議員と決定する。

才十一番 山下 幸三

才十四番 清水 与市

才十五番 井上 頼太郎

一議 長(田村利一)午後一時三十分福生町議会を閉会します。

右会議の次第を記録し相違ないことを証するため署名する。

昭和三十三年九月三十日

福生町議会

議長 田村利一

議員 山下 幸三

議員 井上 頼太郎

議員 清水 与市



昭和

三十三 年十月二十九



才三回福生町議会定例会々議録

福生町議会